欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アイスランド	クローネ	17,600	12,100	6,600	6,600	1,750	2,750	2,750
アイルランド	ユーロ	114	79	43	43	11	18	18
アゼルバイジャン	マナト	114	79	43	43	11	18	18
アルメニア	ドラム	59,260	40,740	22,220	22,220	5,930	9,260	9,260
イタリア	ユーロ	114	79	43	43	11	18	18
ウクライナ	グリブナ	1,955	1,345	735	735	195	305	305
ウズベキスタン	ソム	356,000	244,000	133,000	133,000	36,000	56,000	56,000
英　国	ポンド	90	62	34	34	9	14	14
エストニア	ユーロ	114	79	43	43	11	18	18
オーストリア	ユーロ	114	79	43	43	11	18	18
オランダ	ユーロ	114	79	43	43	11	18	18
カザフスタン	テンゲ	26,250	18,050	9,850	9,850	2,600	4,100	4,100
ギリシャ	ユーロ	114	79	43	43	11	18	18
キルギス	ソム	8,080	5,560	3,030	3,030	810	1,260	1,260
グルジア	ラリ	254	175	95	95	25	40	40
クロアチア	クーナ	890	610	335	335	90	140	140
スイス	フラン	138	95	52	52	14	22	22
スウェーデン	クローネ	1,065	735	400	400	105	165	165
スペイン	ユーロ	114	79	43	43	11	18	18
スロバキア	ユーロ	114	79	43	43	11	18	18
スロベニア	ユーロ	114	79	43	43	11	18	18